

里プール・鹿島コミュニティプール使用料

※薩摩川内市プール条例（平成16年条例第109号）より抜粋

別表第2（第14条関係）

3 里プール・鹿島コミュニティプール

区分		使用料
個人 使用	小・中・高校生	1人当たり1回につき 90円
	上記以外の者	1人当たり1回につき 240円
専用 使用	午前9時から正午まで	1,680円
	午後2時から午後5時まで	1,680円
	午前9時から午後5時まで	4,480円

備考

- (1) 幼児及び付添い又は随行のためプールに入水しない保護者、指導者等は、無料とする。
- (2) 専用使用で、使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料の額は、入場料その他これに類するものの最高額に100を乗じて得た額を上表の使用料に加算して得た額とする。
- (3) 専用使用において許可時間を延長した場合の使用料は、その延長した1時間につき560円とする。この場合において、使用時間の1時間未満は、1時間とみなす。